一般財団法人日本要員認証協会

マネジメントシステム審査員評価登録センター(JRCA)御中 　　　　　 ２０　　年　　月　　日

**＜食品安全管理技術者(ＨＡＣＣＰリーダー)登録申請書＞**

**私は、次の枠内の内容を誓約し、以下の申請をします。**

**誓約内容：私はJRCA FME100「ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ管理技術者の資格基準」第16.2項に定める義務、**

**及び付属書２「食品安全管理技術者倫理綱領」を遵守することを誓います。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **申請者**：　　　氏名： |  | 印　　（署名又は記名押印）  **注）新規申請時**及び､**更新申請時に写真の差替えを希望する場合**は、審査員カード用の**写真**（30×25～45×36mm）を同封してください。  **（貼付不要）** |
| フリガナ： |  |  |
| ローマ字 ： |  |  |
| 生年月日（西暦）： | 年　　　月　　　日 |  |
| メールアドレス： |  | 写真同封あり |

＊該当項目の□にチェックしてください。

**ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑの種類**： ＦＳＭＳ

**申 請 資 格** ： 食品安全管理技術者（ＨＡＣＣＰリーダー）（ＡＰ）

食品安全管理技術者（ＨＡＣＣＰリーダー）（ＸＰ）

**申 請 の 種 類** ： 新規　　　　　　維持　 更新 　格上げ

＊ 既に（当センターの）管理技術者として登録している場合は、以下を記入してください。（登録カード記載情報）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑの種類**： |  | **登録番号**： |  | **有効期限**： | 年　　　月　　　日 |

＊ 既にFSMS審査員資格（審査員補、審査員、主任審査員）をお持ちの場合は、以下を記入してください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **資格区分**： |  | **登録番号**： |  | **有効期限**： | 年　　　月　　　日 |

＊ 当センターへの登録が初めての方は、ここから先の項目をすべて記入して下さい。

**登録情報の変更**：（あり、なし）　※現在の登録情報に変更がある場合は記入してください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **自宅** :住所： | **〒** | |  | | | |
|  |  | | | | | |
| 電話： |  | | | FAX： |  | |
| **所属する企業、組織、団体、学校名**: | |  | | | | |
| 所属名： |  | | | | | |
| 所在地： | **〒** | |  | | | |
|  |  | | | | | |
| 電話： |  | | | FAX： |  | |
| 所属先の産業分類番号： | |  | | | | （次ページ「産業分類一覧表」参照） |

**連　 絡　 先** ： 自宅　　　←又は→　 勤務先

**案内送付方法** ： e-メール　←又は→　 郵送

注）e-メールをご指定の場合、維持/更新案内はe-メール、それ以外の文書（判定結果通知、登録証明書等)は郵送で送付します。

**登録情報の公開**：https://auditor.jrca-jsa.or.jp/members/login からご登録ください。(EMS内部監査員は未対応)

注）HACCPリーダー登録完了後、当センターホームページの「審査員情報の検索」を利用した場合、登録番号、MS種類及び資格区分のみが公開されます。氏名、住所（市区町村まで）、連絡先等の公開をご希望の方は、HACCPリーダー登録完了後に登録者専用の「審査員のページ」で、ご自身で公開する項目を選択してください。他のMS審査員等の資格をお持ちの方は、変更いただいた項目がすべての資格に適用されます。

産業分類番号

|  |  |
| --- | --- |
| 1： 農業、林業、漁業  2： 鉱業、採石業  3： 食料品、飲料、タバコ  4： 織物、繊維製品  5： 皮革、皮革製品  6： 木材、木製品  7： パルプ、紙、紙製品  8： 出版業  9： 印刷業  10： コークス及び精製石油製品の製造  11： 核燃料  12： 化学薬品、化学製品及び繊維  13： 医薬品  14： ゴム製品、プラスチック製品  15： 非金属鉱物製品  16： コンクリート、セメント、石灰、石こう他  17： 基礎金属、加工金属製品  18： 機械、装置  19： 電気的及び光学的装置  20： 造船業 | 21： 航空宇宙産業  22： その他輸送装置  23： 他の分類に属さない製造業  24： 再生業  25： 電力供給  26： ガス供給  27： 給水  28： 建設  29： 卸売業、小売業、並びに自動車、オートバイ、  個人所持品及び家財道具の修理業  30： ホテル、レストラン  31： 輸送、倉庫、通信  32： 金融、保険、不動産、賃貸  33： 情報技術  34： エンジニアリング、研究開発  35： その他専門的サービス  36： 公共行政  37： 教育  38： 医療及び社会事業  39： その他社会的・個人的サービス |